

令和7年11月11日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市環境審議会
会長 佐土原 聡

川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（答申）

令和6年5月15日付け6川環廃政第22号をもって諮問のありました「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」、当審議会では専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第1項に基づき、資源循環部会を設置し、同施行規則第14条の3に基づき、同部会に付議し、その検討結果を基に、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、次の考え方に基づき川崎市一般廃棄物処理基本計画等を改定し、取組を推進することが妥当であるとの結論を得ましたので、答申いたします。